

建築士と建築士事務所の業務等の概要

資料編

(免許・登録に係るものを除く)

目次

資料1	構造計算の安全証明書について	2ページ
資料2	工事監理報告書について	5ページ
資料3	設計等の業務に関する報告について	9ページ
資料4	帳簿の作成について	15ページ
資料5	標識の掲示について	17ページ
資料6	書類の閲覧について	18ページ
資料7	重要事項説明について	23ページ
資料8	書面の交付について	24ページ
資料9	懲戒・監督処分・罰則について	25ページ

※ 令和3年5月19日に改正、令和3年9月1日施行された建築士法で作成しています。

※ この説明書は概要となります。詳しくは建築士法、同法施行令・施行規則をご参照ください。

令和5年7月
山形県県土整備部建築住宅課

構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の交付(建築士法第20条第2項)

I 書面の交付	<p>■建築士は、構造計算によって建築物の安全性を確かめたときは、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければなりません。</p> <p>※ただし、第20条の2第1項による構造設計一級建築士が構造計算した場合の表示又は第20条の2第2項により構造設計一級建築士が適合していることを確認した場合はこの限りではありません。(構造設計一級建築士の特例)</p>
II 書面の様式	■第4号書式(規則第17条の14の2)
III 記載事項	<ul style="list-style-type: none">①建築物の所在地②建築物の名称及び用途③建築面積④延べ面積⑤建築物の最高の高さ・最高の軒の高さ。⑥階数⑦構造⑧建築物の区分⑨構造計算の種類⑩構造計算の方法⑪構造計算に用いたプログラム

構造計算によつて建築物の安全性を確かめた旨の証明書

建築士法第20条第2項の規定により、別添の構造計算書によつて下記の建築物の安全性を確かめたことを証明します。

年 月 日

() 建築士 () 登録第 号

氏名

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

所在地

電話 番

委託者 殿

建築物の所在地	
建築物の名称及び用途	
建築面積	m ²
延べ面積	m ²
高さ	1 最高の高さ m 2 最高の軒の高さ m
階数	地上 階 地下 階
構造	造 一部 造
建築物の区分	1 建築基準法（以下「法」という。）第20条第1項第1号に掲げる建築物 2 法第20条第1項第2号に掲げる建築物 3 法第20条第1項第3号に掲げる建築物 4 法第20条第1項第4号に掲げる建築物
別添の構造計算書に係る構造計算の種類	1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第1項に定める基準に従つた構造計算 2 令第81条第2項第1号イに規定する構造計算 3 令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算 4 令第81条第2項第2号イに規定する構造計算 5 令第81条第3項に定める基準に従つた構造計算 6 その他()
別添の構造計算書に係る構造計算の方法	1 国土交通大臣が定めた方法によるもの 2 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの
当該構造計算に用いたプログラム	1 名称() 2 国土交通大臣の認定 □有 □無 3 認定番号()
備考	

〔記入注意〕

- 1 構造計算を共同で行った場合においては、連名で証明してください。
- 2 建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあつては、当該建築物の部分ごとにこの証明書を作成し、設計の委託者に交付してください。
- 3 「建築物の区分」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 4 「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。「6 その他」に該当する場合は、具体的な構造計算の方法を併せて記入してください。
- 5 「別添の構造計算書に係る構造計算の方法」の欄は、「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄で1又は6のいずれかを選択した場合は記入する必要はありません。
- 6 「当該構造計算に用いたプログラム」の欄は、プログラムを用いて構造計算を行った場合に記入してください。複数のプログラムを用いた場合は、すべてのプログラムについて記入してください。
- 7 次の①から③までに掲げる場合に該当する場合は、「備考」の欄に、それぞれ当該①から③までに定める事項を記入してください。
 - ① この証明書に係る建築物の部分について構造計算によりその安全性を確かめた場合 その旨及び当該部分
 - ② この証明書に係る建築物の部分について他に構造計算によりその安全性を確かめた建築士がいる場合 その旨及び当該部分
 - ③ この証明書に係る建築物が法第 68 条の 10 第 1 項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分の有する場合 その旨及び当該部分
- 8 7②の場合にあつては、当該建築士が交付した構造計算により安全性を確かめた旨の証明書及びそれに添付された構造計算書を、この証明書に添えてください。

工事監理報告書の記入について
(建築士法第20条第3項、規則第17条の15)

<p>○記入事項</p> <p>※記入しきれない場合: 別紙に書いて添付</p>	<p>①報告年月日</p> <p>②報告者である建築士の住所、氏名等</p> <p>③被報告者である建築主の氏名</p> <p>④工事の概要</p> <p>⑤工事期間における主要な設計変更</p> <p>※工事期間中に、施工の都合等の理由により、主として工事監理者が提案・承認して行ったもの、建築主の要望により、主として設計者が行ったものが対象。軽微な設計変更については記入を省略しても構わないが、計画変更届等を提出したものについては原則として記入することが望ましい。</p> <p>変更された設計図書の種類としては、当該設計変更に関連して修正が加えられた設計図書を全て列記。</p> <p>⑥主要な建築材料、建築設備等と設計図書との照合の概要</p> <p>※設計図書に名称・規格が定められている建築材料、建築設備等について、特に重要であると判断されるものを記入。</p> <p>確認の方法の概要については、目視による場合はその旨、設計図書に定める試験等による場合は、試験方法・結果等を記入。</p> <p>⑦主要な工事が設計図書のとおり実施されていることの確認</p> <p>※工事監理のうち最も主要な業務であるため、できるだけ詳細に記入。</p> <p>工事の各工程における特に重要と判断される施工段階について、現場で施工に立ち会うか、工事記録写真等の資料を提出させることにより、工事が設計図書どおり実施されていることを確認し、その確認の年月日、確認事項、照合に用いた設計図書の種類・確認の方法の概要を記入。</p> <p>対象となる施工段階及び確認事項:例えば木造の場合…</p> <p>(i)土工事・基礎工事: 建築物の配置、布基礎の長さ・構造、アンカーボルトの位置、床下換気孔の数、その他</p> <p>(ii)木工事(躯体工事): 各部の高さ、建築面積、各階の床面積、火打材・振れ止め等の設置状況、軸組の種類・配置、横架材間の垂直距離、主要な構造部材の断面寸法、接合部に用いる構造用金物の種類・位置、防腐・防蟻方法、その他</p> <p>(iii)屋根工事:屋根葺材の種類、屋根防水の仕様、その他</p> <p>(iv)木工事(造作工事): 天井・床の高さ、階段の各部の寸法、内壁・外壁下地の仕様、開口部の位置・大きさ、その他</p> <p>(v)左官工事:外壁の構造、その他</p> <p>(vi)内外装工事:内外装仕上材の種類、外壁の構造、その他</p> <p>(vii)建具工事:開口部の防火性能、その他</p> <p>(viii)建築設備工事:換気設備の設置・構造、し尿浄化槽の構造、その他</p>
--	--

	<p>⑧ 工事完了時における確認</p> <p>※ 工事が設計図書どおりに実施されたことを最終確認し、確認した事項・結果の概要を記入。</p> <p>⑨ 工事施工者に対する注意の概要</p> <p>※ 工事が設計図書のとおり実施されていないと認めて工事施工者に注意した場合、年月日・概要を記入。</p> <p>注意の概要としては、注意の対象となった工事の種類、照合に用いた設計図書の種類、注意した工事施工者の役職、注意の方法等を記入。</p> <p>注意に対する施工者の対応、注意に従わなかった場合、建築主への報告の概要も記入。</p> <p>⑩ 建築設備に係る意見の概要</p> <p>※ 建築設備士の意見を聴いた場合、聴いた年月日、建築設備士の住所・氏名等、意見を聴いた事項を記入。</p> <p>全般的に意見を聴いた場合、意見を聴いた給排水工事、空調機械工事、電気工事等の建築設備の分野を記入。</p> <p>特に部分的な事項に関してのみ意見を聴いた場合、その建築設備の名称等を記入。</p> <p>⑪ 備考</p> <p>※ 工事監理に関して特に注意すべき事項、工事監理者としての総合的な所見等を記入。</p>
--	---

第四号の二書式（第十七条の十五関係）(A4)

(表面)

工 事 監 理 報 告 書

工事監理を終了しましたので、建築士法第 20 条第 3 項の規定により、その結果を報告します。

年 月 日

() 建築士 () 登録第 号

氏名

() 建築士事務所 () 登録第 号

所在地

電話

建築主 殿

建築物の名称及び所在地				
工事種別	新築・増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替			
建築確認番号	第 号			
建築確認年月日	年 月 日			
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで			
工事期間における主要な設計変更	変更年月日	変更された設計図書の種類	変更の概要	
主要な建築材料、建築設備等が設計図書のとおりであることの確認	確認年月日	建築材料、建築設備等の名称及び規格	名称及び規格が定められている設計図書の種類	確認方法の概要
主要な工事が設計図書のとおりを実施されていることの確認	確認年月日	確認事項	確認事項が定められている設計図書の種類	確認方法の概要

	確認 年月日	確認事項		確認結果の概要
工事完了時における確認				
	注意 年月日	注意の概要		工事施工者の対応と建築主に対する報告の概要
工事施工者に与えた注意				
建築設備に係る意見	意見を聴いた年月日	意見を聴いた者の住所及び氏名	意見を聴いた者の勤務先の住所及び名称	意見を聴いた事項
			電話番号	
備考				

- 〔記入注意〕
- 1 工事監理を共同で行った場合においては、連名で報告してください。
 - 2 「工事種別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 3 「工事期間における主要な設計変更」の欄の変更の概要については、変更の内容、変更の理由等の概要を記入してください。
 - 4 「工事施工者に与えた注意」の欄は、建築士法第18条第3項に規定する注意について記入してください。
 - 5 「建築設備に係る意見」の欄は、建築士法第20条第5項に規定する場合に記入してください。
 - 6 「備考」の欄は、工事監理に関して特に報告すべき事項等を記入してください。
 - 7 ここに記入しきれない場合には、別紙に書いて添えてください。

設計等の業務に関する報告書について(建築士法第23条の6)

I 業務の報告	<p>■開設者は、下記による設計等の業務に関する報告書を作成し、知事に提出しなければなりません。(実績がない場合も提出が必要です。)</p>
II 書類の様式	<p>■第6号の2書式(建築士法規則第20条の3第2項)</p>
III 記載事項	<p>■当該事業年度における建築士事務所の業務実績の概要</p> <p>■当該建築士事務所に所属する建築士の名簿 (建築士法規則第20条の3第1項第1号)</p> <p>①所属建築士の氏名、1級・2級・木造建築士の別、登録番号、 ②管理建築士である場合はその表記 (建築士法規則第20条の3第1項第2号)</p> <p>③構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合はその旨 ④各種定期講習(一級・二級・木造建築士又は構造設計一級建築士・構造設備設計一級建築士の講習)の直近のものを受講した年月日</p> <p>■所属建築士の当該事業年度における業務実績(当該建築士事務所に限る)</p> <p>■当該事業年度に管理建築士が意見を述べたときは、その意見の概要 (建築士法規則第20条の3第1項3号)</p>
IV 書類の作成・提出	<p>■開設者は、事業年度ごとに報告書を作成し、毎事業年度経過後3ヶ月以内に 県知事に提出しなければなりません。</p> <p>※必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、電子計算機に備えられたファイル・磁気ディスクに記録したもので代用可能。</p> <p>※個人の開設者の場合、事業年度は毎年1月1日から12月31日までとなります。</p>

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

(第一面)

建築士法第23条の6の規定により、設計等の業務に関する報告書を提出します。この報告書の記載事項は事実
に相違ありません。

.....
知事殿

年 月 日

()建築士事務所()知事登録 第 号

所在地.....

電話.....(.....).....番

建築士事務所の開設者の氏名又は名称

.....

[記入注意]建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名も併せて記載すること。

所属建築士名簿

氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
計	一級建築士 名 二級建築士 名 木造建築士 名 構造設計一級建築士 名 設備設計一級建築士 名						

(第四面)

所属建築士の業務の実績

〔記入注意〕

1 所属建築士の当該事業年度における業務の実績を、当該建築士事務所におけるものに限って、直近のものから順次記入して下さい。

2 〔例〕

国土 太郎 東京都 共同住宅 鉄筋コンクリート造
五階建延 700 m² 設計及び工事監理 令和
3. 2.1
3.10.3

所属建築士の氏名	建築物所在地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間

(第五面)

管理建築士による意見の概要

[記入注意]

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日

帳簿の作成について（建築士法第24条の4第1項）

I 帳簿の作成・保存を要する業務	<p>■他人の求めに応じ報酬を得て下記①～⑥の業務を行った場合、帳簿の作成・保存が必要。</p> <p>①設計 ②工事監理 ③建築工事契約に関する事務 ④建築工事の指導監督 ⑤建築物に関する調査・鑑定 ⑥建築に関する法令・条例に基づく手続の代理</p>
II 帳簿の様式	<p>■様式は特に定められていません。</p> <p>※ただし、整理票のような個別の紙片は帳簿と認められないので、綴じ合わせて冊子としなければなりません。</p> <p>※必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、電子計算機に備えられたファイル・磁気ディスクに記録したもので代用可能。</p>
III 記載事項	<p>①契約の年月日(契約成立の年月日) ※契約書を作成した場合:作成年月日 契約書を作成しなかった場合:業務の依頼に対して承諾した年月日</p> <p>②契約の相手方の氏名・名称</p> <p>③業務の種類・概要 ※業務の種類は上記 I ①～⑥の区分で、概要は業務内容のあらまし 例えば、設計の場合の概要は… (i)建築物の工事の種類 (ii)建築物の名称、規模、構造、用途等 (iii)作成した設計図書の種類 (iv)その他</p> <p>④業務の終了の年月日 ※契約の終了の年月日ではありません。 例えば、設計の場合:設計図書の引渡年月日 工事監理の場合:工事管理報告書の提出年月日</p> <p>⑤報酬の額</p> <p>⑥業務に従事した建築士・建築設備士の氏名 ※設計の場合:設計図書を作成した建築士 その者の責任において設計図書を作成した者のみでなく、設計図書の作成の補助をした者を含む。 ※工事監理の場合:工事監理をし、工事監理報告書の作成をした建築士 その者の責任において工事監理をした者のみでなく、工事監理の補助をした者を含む。 ※建築設備士の意見を聴いたときはその者の氏名</p> <p>⑦業務の一部を委託した場合、当該委託に係る業務の概要、受託者の氏名・名称、住所</p> <p>⑧管理建築士の意見の概要 ※帳簿は開設者が作成しますが、開設者は開設者に対して出された管理建築士の意見を記載する必要があります。</p>
IV 保存期間	<p>■各事業年度を閉鎖した日の翌日から起算して15年間</p>

標 識 の 掲 示 (建築士法第24条の5)

I 掲示場所	<p>■ 公衆の見やすい場所</p> <p>※具体的には…</p> <p>事務所に業務を依頼しようとする者等が自由に入出りできる場所から見える位置</p>
II 様式	■ 第七号書式(建築士法規則第 22 条)
III 記載事項	<p>① 建築士事務所の名称</p> <p>② 建築士事務所の種別・登録番号</p> <p>③ 開設者の氏名</p> <p>④ 管理建築士の免許の種別・氏名</p> <p>⑤ 登録の有効期間</p>
IV 備考	<p>利便性向上のため、ホームページ等インターネット上でも同様の内容を公開することを推奨します。</p> <p>※ホームページ等インターネット上に公開したことをもって、建築士法第 24 条の5における掲示の義務が果たされるものではありません。</p>

第七号書式(第二十二条関係)

25 cm 以 上	名 称	
	登 録	一級 二級 建築士事務所 木造 (都道府県)知事登録 第 号
	開 設 者	氏 名
	管 理 建 築 士	一級 二級 建築士 氏 名 木造
	登録の有効期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
40cm 以上		

書類の閲覧（建築士法第24条の6）

I 書類の閲覧	<p>■開設者は、下記による書類を備え置き、設計を委託しようとする建築主（建築主になろうとする者を含む）の求めに応じ、閲覧させなければなりません。</p>
II 書類の様式	<p>■第7号の2書式（建築士法施行規則第22条の2）</p> <p>※必要に応じて、電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示される場合は、電子計算機に備えられたファイル・磁気ディスクに記録したもので代用可能。</p>
III 記載事項	<p>①建築士事務所の名称・所在地（第一面）</p> <p>②開設者の氏名、建築士事務所の1級・2級・木造の別、登録番号、登録の有効期間（第一面）</p> <p>③建築士事務所が行った業務の実績（第二面）</p> <p>（i）注文者</p> <p>（ii）建築物所在地</p> <p>（iii）建築物の名称・用途</p> <p>（iv）建築物の構造・規模</p> <p>（v）業務内容</p> <p>（vi）期間</p> <p>④所属建築士の氏名、一級・二級・木造建築士の別、登録番号、管理建築士の表示、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合はその旨、各種定期講習（一級・二級・木造建築士又は構造設計一級建築士・設備設計一級建築士の講習）の直近のものを受講した年月日（第三面）</p> <p>⑤所属建築士の氏名・業務実績（第四面）</p> <p>⑥損害賠償の保険契約の締結やその他の措置の内容がわかる書類</p>
IV 書類の作成・備え置き	<p>■開設者は事業年度ごとに当該事業年度経過後3月以内に書類を作成し、遅滞なく建築士事務所ごとに備え置かなければなりません。</p> <p>※必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示される場合は、電子計算機に備えられたファイル・磁気ディスクに記録したもので代用可能。</p>
V 閲覧方法	<p>■設計等を委託しようとする方の求めに応じて、閲覧させなければなりません。</p> <p>※電子計算機に備えられたファイル・磁気ディスクに記録している場合には、記録されている事項を紙面・入出力装置の映像面に表示する方法によります。</p> <p>※利便性向上のため、求めに応じてメール等での提供を行うことを推奨します。</p>
VI 保存期間	<p>■書類を備え置いた日から起算して3年間</p>

建築士法第24條の6の規定により閲覧に供する書類
(第一面)

建築士事務所の概要

年 月 日現在

建築士事務所	ふりがな 名 称	
	所在地	
登 録	一級 二級 建築士事務所 木造 ()知事登録第 号	
開 設 者	氏名又は名称	
管理建築士	一級 二級 建築士 氏名 木造 ()登録第 号	
登録の有効期間	年 月 日 から 年 月 日まで	

[記入注意]建築士事務所の開設者が法人である場合には、開設者の欄に法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

(第三面)

所属建築士名簿

年 月 日現在

氏 名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨	登録番号	登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号及び第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
計				一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士		名 名 名 名 名	

重要事項の説明等（建築士法第24条の7）

I 重要事項の説明等	<p>■開設者は、設計又は工事監理の受託を内容とする契約を建築主と締結しようとするときは、契約の締結前に、当該建築主に対し、管理建築士又は所属建築士により、下記による書面を交付して説明をさせなければなりません。</p> <p>（説明者は、説明時に建築士の免許証又は免許証明書の提示が必要）</p> <p>なお、当該建築主の承諾を得ることで、書面に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、提供することもできます。</p>
II 書面の様式	<p>■様式は特に定められていません。</p>
III 説明及び書面の内容 （⑥～⑩は、規則第22条の2の2）	<p>①作成する設計図書の種類（設計受託契約の場合）</p> <p>②工事と設計図書との照合の方法、工事監理の実施の状況に関する報告方法（工事監理受託契約の場合）</p> <p>③当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名、その者の一級、二級又は木造建築士の別並びにその者が構造設計又は設備設計一級建築士である場合はその旨</p> <p>④報酬の額、支払の時期</p> <p>⑤契約の解除に関する事項</p> <p>⑥建築士事務所の名称・所在地</p> <p>⑦建築士事務所の開設者の氏名 （開設者が法人の場合は名称及び代表者氏名）</p> <p>⑧設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要</p> <p>⑨その業務に従事する建築士の登録番号</p> <p>⑩その業務に従事する建築設備士がいる場合にあつては、その氏名</p> <p>⑪委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名、名称、所在地 （設計又は工事監理の一部を委託する場合）</p>

書面の交付（建築士法第24条の8）

I 書面の交付	<p>■開設者は、設計又は工事監理の委託を受けることを内容とする契約を締結したときは、遅滞なく、下記による書面を委託者に交付しなければなりません。</p> <p>なお、当該委託者の承諾を得ることで、書面に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、提供することもできます。</p>
II 書面の様式	<p>■様式は特に定められていません。</p>
III 記載事項 (⑭・⑮は、規則第22条の3)	<p>①作成する設計図書の種類(設計受託契約の場合)</p> <p>②工事と設計図書との照合の方法、工事監理の実施の状況に関する報告方法(工事監理受託契約の場合)</p> <p>③当該設計又は工事監理に従事することとなる建築士の氏名、その者の一級、二級又は木造建築士の別並びにその者が構造設計又は設備設計一級建築士である場合はその旨</p> <p>④報酬の額、支払の時期</p> <p>⑤契約の解除に関する事項</p> <p>⑥建築士事務所の名称・所在地</p> <p>⑦建築士事務所の開設者の氏名 (開設者が法人の場合は名称及び代表者氏名)</p> <p>⑧設計受託契約又は工事監理受託契約の対象となる建築物の概要</p> <p>⑨その業務に従事する建築士の登録番号</p> <p>⑩その業務に従事する建築設備士がいる場合にあつては、その氏名</p> <p>⑪委託に係る設計又は工事監理の概要並びに受託者の氏名、名称、所在地 (設計又は工事監理の一部を委託する場合)</p> <p>⑫設計・工事監理の種類、内容 ※例えば、設計の場合… (i)建築物の工事の種類 (ii)建築物の名称、規模、構造、用途等 (iii)作成した設計図書の種類 (iv)その他</p> <p>⑬設計・工事監理の実施期間、方法</p> <p>⑭契約の年月日(契約成立の年月日)※以下(別添1)Ⅲ参照</p> <p>⑮契約の相手方の氏名・名称</p>

懲戒・監督処分・罰則

種別	内容	根拠法令
戒告・業務の停止又は免許の取消し	■ 建築士が、下記のいずれかに該当した場合、戒告、業務の停止、又は免許が取消されます。	法第10条
	① 建築士法若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。	第1号
	② 業務に対して不誠実な行為をしたとき。	第2号
登録の取り消し	■ 下記のいずれかに該当した場合、建築士事務所の登録が取り消されます。	法第26条第1項
	① 虚偽、不正の事実に基づいて建築士事務所の登録を受けたとき	第1号
	② 建築士事務所の登録の拒否事由(法第23条の4)に該当したとき	第2号
	③ 廃業等の届出をしなければならない事実(法第23条の7)が発生しているが届出の提出がないまま、その事実が判明したとき	第3号
開設者に対する戒告・1年以内の閉鎖命令 又は 登録の取り消し	■ 下記のいずれかに該当した場合、開設者に対し戒告が与えられ、1年以内の閉鎖が命じられるか、登録が取り消されます。	法第26条第2項
	① 開設者が、禁錮以上の刑に処せられた、建築士法違反・建築物の建築に関する罪を犯し罰金以上の刑に処せられた、その他建築士事務所の登録拒否事項(法第23条の4第2項)に該当したとき	第1号
	② 変更の届出を怠った、虚偽の届出をしたとき	第2号
	③ 名義貸し、建築士事務所以外への設計工事監理業務の再委託の禁止、共同住宅等の設計・工事監理業務の一括再委託の禁止、帳簿の備付け、図書の保存、標識掲示、書面の閲覧、重要事項説明、重要事項説明の際の免許証及び免許証明書への提示、書面の交付義務に違反したとき	第3号
	④ 管理建築士が懲戒処分を受けたとき	第4号
	⑤ 所属建築士が事務所の業務として行った行為により、懲戒処分を受けたとき	第5号
	⑥ 二級建築士である管理建築士が、一級建築士でなければならない建築物の設計・工事監理をした、木造建築士である管理建築士が、一級又は二級建築士でなければならない建築物の設計・工事監理をしたとき	第6号

種別	内容	根拠法令
開設者に対する戒告・1年以内の閉鎖命令 又は 登録の取り消し	⑦二級建築士である所属建築士が、事務所の業務として、一級建築士でなければならない建築物の設計・工事監理をした、木造建築士である所属建築士が、事務所の業務として、一級又は二級建築士でなければならない建築物の設計・工事監理をしたとき	法第26条第2 第7号
	⑧事務所に所属するもので建築士でないものが、事務所の業務として、建築士でなければならない設計・工事監理をしたとき	項第8号
	⑨開設者、管理建築士が建築士法の規定による都道府県知事の処分に違反したとき	第9号
	⑩その他、開設者が業務に関して著しく不正な行為をしたとき	第10号
1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金	■下記のいずれかに該当した場合、1年以下の懲役又は、100万円以下の罰金に処されます。	法第38条
	①一級・二級・木造建築士の免許を受けずに、それぞれの業務を行う目的で、一級・二級・木造建築士の名称を用いた者	第1号
	②虚偽・不正の事実に基づいて、一級・二級・木造建築士の免許を受けた者	第2号
	③必要な免許を受けずに、設計・工事監理をした者	第3号
	④懲戒処分による業務停止命令に違反した者	第4号
	⑤構造計算によって建築物の安全性を確かめていないのに『構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書』を交付した者	第6号
	⑥無資格者及び必要とする建築士の資格が無いものに、自己の名義を貸して利用させた者	第7号
	⑦虚偽・不正の事実に基づいて、建築士事務所の登録を受けた者	第8号
	⑧建築士事務所の登録を受けずに建築士を使用する等して、業として他人の求めに応じ報酬を得て設計等を行った者	第9号
	⑨専任の管理建築士を欠く建築士事務所の開設者	第10号
	⑩自己の名義を貸して、他人に建築士事務所の業務をさせた者	第11号
⑪建築士事務所の閉鎖命令に違反した者	第12号	
30万円以下の罰金	■下記のいずれかに該当した場合、30万円以下の罰金に処されます。	法第41条
	①変更の届出を怠った、虚偽の届出をした建築士事務所の開設者	第6号
	②毎事業年度に「設計等の業務に関する報告書」を提出していない、虚偽の記載内容で報告した者	第7号
	③帳簿を備付けていない者、帳簿に記載していない者、帳簿に虚偽の記載を行なった者、帳簿を15年保管していない者	第8号
④図書を15年間保存しなかった者	第9号	

種別	内容	根拠法令
30万円以下の罰金	⑤標識を掲示しなかった者	法第41条 第10号
	⑥閲覧書類を設置していない者、閲覧書類を閲覧させない者、閲覧書類に虚偽の記載をした者、虚偽の記載をした閲覧書類を閲覧させた者	第11号
	⑦契約を締結したときに、書面を交付しなかった者、虚偽の記載内容で書面を交付した者	第12号
	⑧都道府県知事が求めた報告をしないか、虚偽の報告をした者、建築士事務所の立入り・検査を拒んだり、妨げたり、忌避した者	第13号
	⑨一級・二級・木造建築士でない者がその名称を使用、又は、まぎらわしい名称を用いた者	第14号
10万円以下の過料	■下記のいずれかに該当した場合、10万円以下の過料に処されま す。	法第44条第1 号
	①建築士免許証の返納・提示違反をした者	
	②一級・二級・木造建築士が以下のいずれかに該当するに至 り、30日以内の届出を怠った者 i) 建築士が死亡したとき ii) 成年被後見人又は被保佐人 iii) 禁固以上の刑罰の執行終了又は5年経過していない者 iv) 建築士法違反して、又は建築物の建築に関する罪を犯 し、刑を終了する又は執行を受けることがなくなってか ら5年経過していない者	
	③構造設計および設備設計1級建築士免許を取り消されたと き、速やかに建築士証を返納しなかった者	
	④建築士事務所の開設者が廃業、死亡、破産手続き開始、法 人が合併解散、法人が破産手続き開始又は合併以外で解散 したとき、30日以内に廃業届出を怠った者	
	⑤重要事項説明時の建築士免許の証明書の提示をしなかった 者	